

## 阪南市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

平成20年阪南市公告第3号  
改正 平成22年阪南市公告第 号

### (趣旨)

第1条 市長は、本市の区域内に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断の実施を促進し、もって耐震改修の促進を図るため、民間建築物の耐震診断を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、阪南市補助金等交付規則（平成22年阪南市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅並びに併用住宅（いずれも混構造含む。）に該当するものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の指針に基づき行う診断をいう。
- (3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (4) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいい、その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含むものとする。

ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当するも

のをいう。

(7) 財団法人日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講終了者であり、かつ、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格を有する者

(4) 社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講者終了者名簿に登録された者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録した者

(5) 協力機関 財団法人大阪建築防災センター及び社団法人大阪建築士事務所協会に加入している団体で補助金交付事務の一部代行及び耐震診断技術者の斡旋を適正に行うことができると市長が認めたもの。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、基準法の規定に適合するもので、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているもの及びこれから居住しようとするものに限る。）又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に規定する特定建築物（現に使用しているものに限る。）であること。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）並びに居住している者及びこれから居住しようとする者とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 特定建築物については、耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費及び修繕費を除く。以下この条において同じ。）の2分の1の額とする。ただし、1,000,000円を限度とする。
  - (2) 木造住宅以外の住宅にあつては、耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1に相当する額とし、一戸当たり25,000円を限度とする。
  - (3) 木造住宅にあつては、耐震診断に要した費用の10分の9の額とし、一戸当たり45,000円を限度とする。ただし、耐震診断費用は、1㎡当たり1,000円以内とする。
- 2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、阪南市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は基準法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（これらの書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できる書類）
- (2) 耐震診断費の見積書
- (3) 当該建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者が異なる

場合は、それら利害関係者からの耐震診断を実施してよい旨の同意書（区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組合規約）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申請者に対し、阪南市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、阪南市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（耐震診断の着手）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに阪南市既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（耐震診断の内容の変更及び中止）

第9条 補助決定者は、第6条の交付申請書の内容を変更しようとするとき、又は事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに阪南市既存民間建築物耐震診断補助金交付事項変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更申請があった場合、市長は第7条1項に準じて決定の内容を変更し、阪南市既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

(耐震診断の報告)

第10条 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、阪南市既存民間建築物耐震診断報告書(様式7号)に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断費用に係る領収書(写しでも可)
- (2) 耐震診断費の明細書(写しでも可)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、阪南市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の補助金交付額確定通知書を受けた者は、阪南市既存民間建築物耐震補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に対し補助金を交付する。

(補助の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、阪南市既存民間建築物耐震診断補助金交付取消通知書（様式第10号）により、補助決定者に通知する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、阪南市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（補助決定者に対する指導）

第16条 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（市長の指示）

第17条 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年阪南市公告第3号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年阪南市公告第 号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。